



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第37号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

（企業立地課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

(1) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種の追加（第2条・第3条関係）

ア 企業の立地に対する助成等の対象となる業種について、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に立地する情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、物流センター及びその他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業を加えることとした。

イ アの業種の立地規模の基準を、企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であり、かつ、常用従業者のうち雇用期間の定めがある者で実質的に常時雇用される従業員に準ずると認められるもの以外のものの数が3人以上であることとした。

(2) ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業で別に定める要件を満たすものにおける立地規模の基準のうち、企業の立地に関する計画の認定の期限を平成32年3月31日までとすることとした。（第3条関係）

(3) (1)の業種のうちコールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）に対する助成金については、新たに増加する常用従業員の数が20人以上の場合は投下固定資本額を基礎として算定し、それ以外の場合は投下固定資本額及び企業立地に伴い新たに増加する常用従業員の数を基礎として算定することとした。（第8条関係）

(4) その他規定の整備

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第20号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 第2号イ、ウ、オ、カ、キ、ソ又はテに掲げる業種（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）

第3条第1号イ中「前条第2号」の次に「、第4号及び第5号」を加え、同条第3号中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第5号中「場合」の次に「又は同条第5号に掲げる業種であって、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に立地する場合」を加える。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる場合 投下固定資本額

ア 第2条第2号オのコールセンター業の場合

イ 第2条第5号に掲げる業種（コールセンター業に限る。）の場合（隠岐郡に立地するものを除く。）であって、新たに増加する常用従業員の数が20人以上の場合

第8条第2項第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。